

カメルーン共和国「国立アマドゥ・アヒジョー総合スタジアム改修計画」
基本設計調査に係る協議議事録

カメルーン共和国（以下カメルーン）からの要請を受け、日本国政府は「国立アマドゥ・アヒジョー総合スタジアム改修計画」（以下プロジェクト）に係る基本設計調査の派遣を決定し、独立行政法人国際協力機構（以下JICA）にその調査を依頼した。

JICA は国際協力専門員である山田理を団長としてカメルーンに基本設計調査団を派遣し（以下調査団）、2005年10月12日から11月19日まで同国で調査を行った。本調査団はスポーツ・体育省（以下MSEP）との協議及びサイト調査を実施した。協議の結果、以下に記す協議概要について双方確認した。コンサルタントは引き続き11月19日まで現地で調査を行う。調査団は、引き続き調査を行い、基本設計調査報告書を作成する。

2005年10月19日ヤウンデにて

山田 理
団長
基本設計調査団
独立行政法人国際協力機構

M. HAMADOU Paul
次官
スポーツ・体育省
カメルーン共和国

付属書

1. プロジェクトの目的

国立アマドゥ・アヒジョー総合スタジアム（以下スタジアム）が改修、整備され、カメルーンの国民的スポーツであるサッカー及びその他のスポーツの振興にスタジアムが活用される。

2. プロジェクトの対象サイト

プロジェクトサイトは、ムファンデナ区に位置し、場所は別添 1 に示すとおりである。

3. 実施機関

実施機関はスポーツ・体育省である。組織図は別添 2 に示すとおりである。

4. 要請内容及び優先順位

協議の結果、カメルーン側から要請された要請項目及び現時点での優先順位は、別添 3 で示すとおりの内容と確認された。JICAは、要請の妥当性を判断し、結果を日本政府に提案して承認を求める。

5. 我が国無償資金協力制度について

5-1. カメルーン側は、日本の無償資金協カスキームについて別添 4 により調査団から説明を受け、内容を理解した。

5-2. カメルーン側は、日本の無償資金協力が実施された場合に、プロジェクトの円滑な実施のために別添 5 に示された負担項目について必要な措置をとる。

5-3. カメルーン側は、文化無償の上限額が、コンサルタントフィーを含めて 3 億円 (CFA1, 500, 000, 000) であることについて理解した。

6. 調査スケジュール

JICAは別添 6 に示すとおり、調査スケジュールを説明し、カメルーン側はこれを理解した。

7. 特記事項

7-1. 双方は、国際サッカー連盟 (FIFA) がW杯予選使用のためにカメルーン側に行った勧告内容が、(1)更衣室の改修、(2)トイレの改修、(3)座席に番号をつけること、(4)芝生の整備、(5)掲示板の改修であること、及び(1)から(3)についてはすでに概ね実施済みであることを確認した。

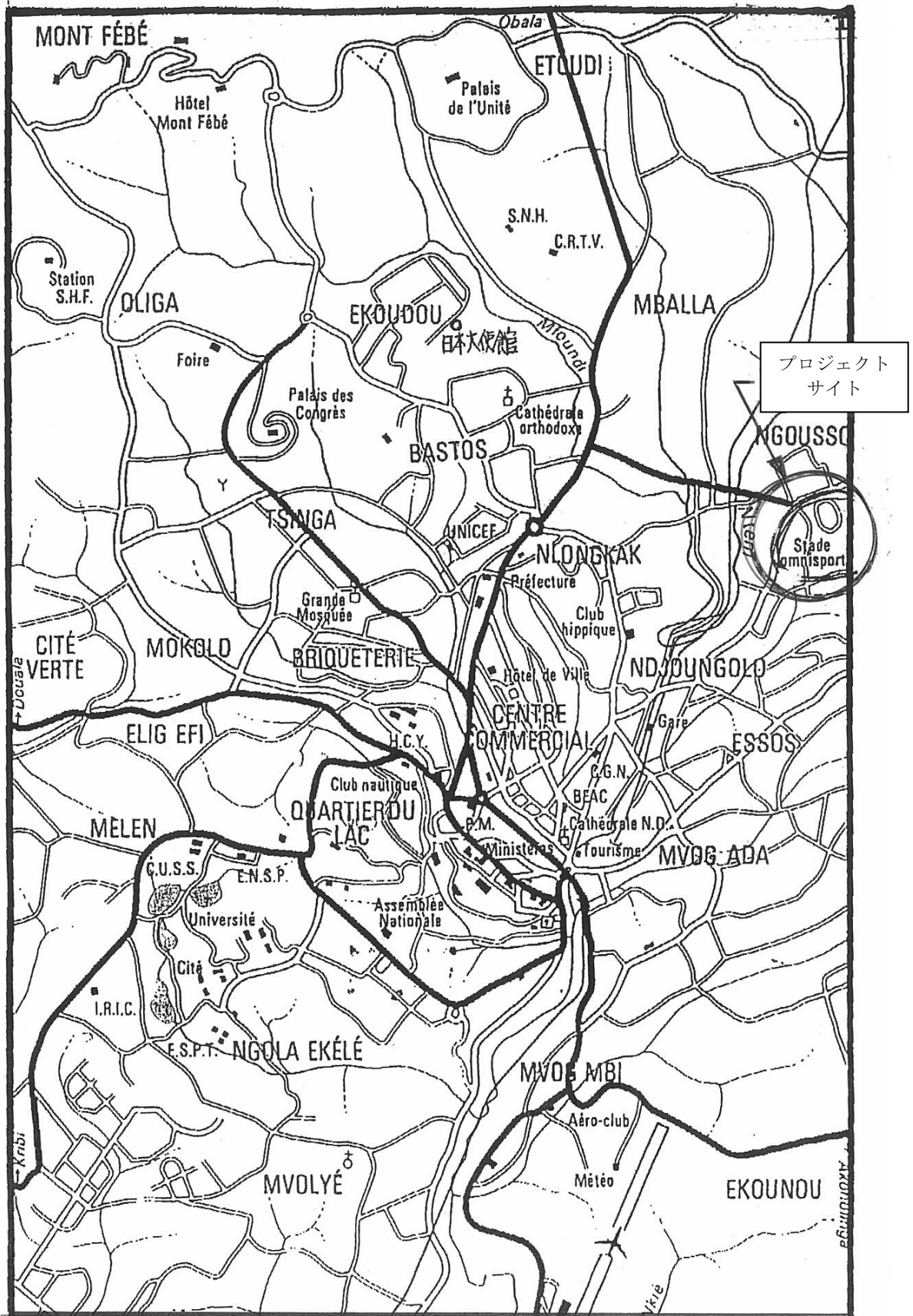
7-2. カメルーン側から、スタジアムの付属グラウンドの整備（観客席の設置）について要請があった。調査団は、今回のプロジェクトの対象はスタジアムであり、付属施設の整備は困難であるため、対象から除外する旨説明し、カメルーン側はこれを理解した。

7-3. プロジェクトの実施期間中、カメルーン側はカウンターパートを配置する。

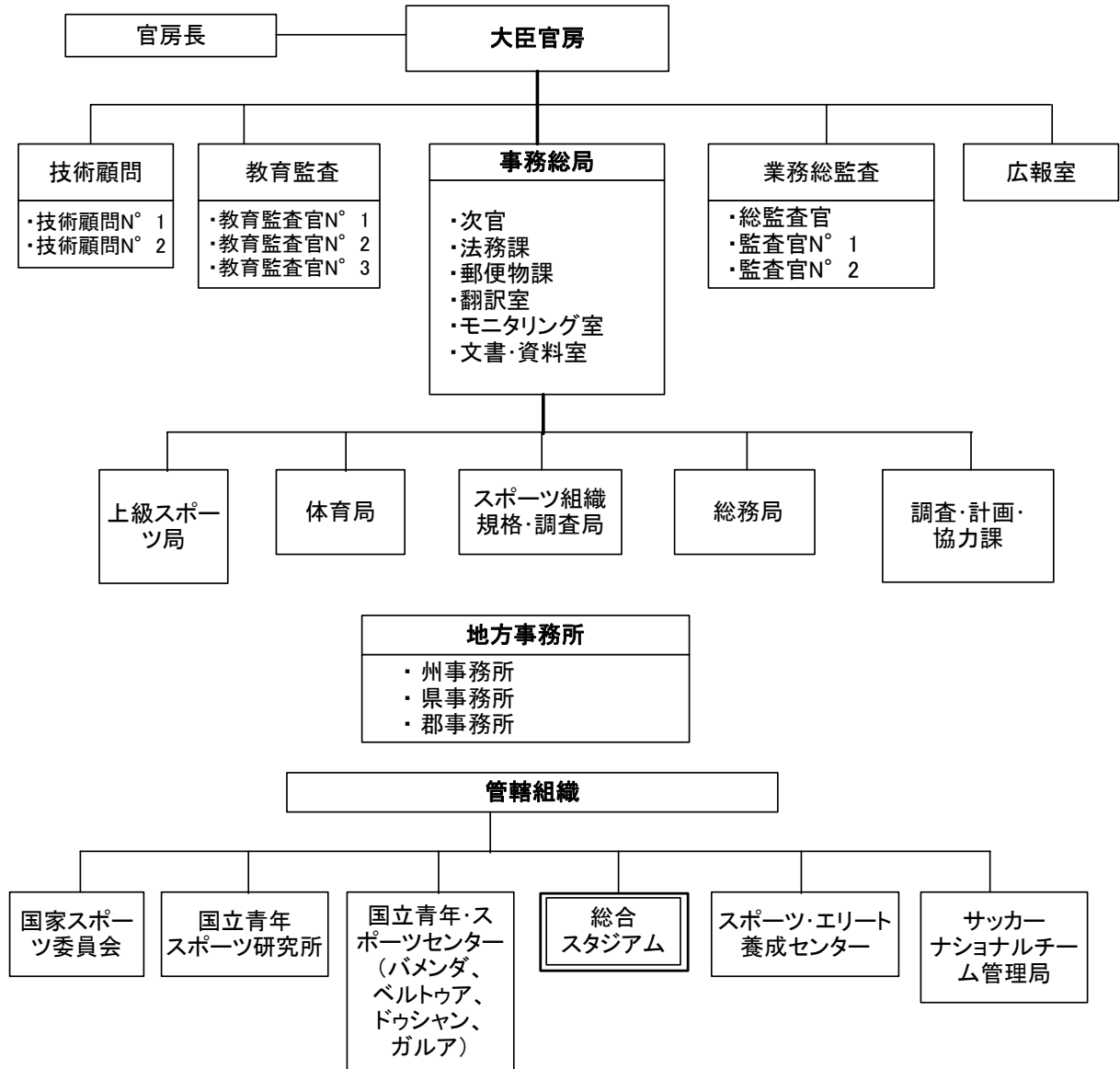
7-4. スタジアムが民営化しないことを確認した。

- 別添1 : プロジェクトサイト図
- 別添2 : MSEPの組織図
- 別添3 : 要請内容 (現時点での優先順位順)
- 別添4 ; 我が国無償資金協力制度
- 別添5 : 両国政府の主要負担事項
- 別添6 : 調査工程表

別添1 プロジェクトサイト位置図



別添 2 スポーツ体育省組織図



別添 3 : 要請内容 (現時点での優先順位順)

優先順位	要請内容
1	天然もしくは人工芝の敷設
2	競技場の夜間照明装置更新 (鉄塔)
3	防水改修工事
4	手すりの設置
5	放送設備の改修 (スピーカー、マイクなど.)
6	電光掲示板の設置
7	屋外階段の新設
8	プレスルームの改修
9	バックスタンド 1 階後部通路の舗装
10	来賓用客席の設置
11	便所の新設
12	スタジアム内の天井照明器具の取替え
13	既存階段の改修
14	観客席の塗装
15	既存便所の改修
16	歩行者通路のアスファルト舗装

別添 4 無償資金協力実施のスキーム

1-1 無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で、被援助国が自国の経済・社会の発展のために役立つ施設、資機材および役務（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を、我が国の関係法令に従って以下のような原則により贈与するものである。日本国政府が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

1. 無償資金協力の手順

日本国の無償資金協力は次のような手順により行われる。

- 「要請」： （被援助国による要請）
- 「調査」： （JICA が実施する基本設計調査）
- 「審査・承認」： （日本国政府による審査と閣議による承認）
- 「実施の決定」： （被援助国と日本国政府による交換公文）

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償資金協力としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は、第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償資金協力として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文（E/N）の署名によって正式決定に至り、無償資金協力が実行に移される。

無償資金協力の実施は被援助国政府によって行われる。無償資金協力の円滑な実施のため JICA はコンサルタントの推薦、入札・契約手続きその他の手続きについて「調達のガイドライン」に沿って被援助国政府を支援する。

2. 調査の位置付け

1) 調査の内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行う

ものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償資金協力として承認するにあたっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。調査の内容は以下のとおりである。

- － 要請された計画の背景、目的および効果、ならびに事業実施に必要な被援助国側関係諸機関の制度面における実効能力の確認
- － 無償資金協力として実施する場合における技術的、社会的および経済的な観点からの計画の妥当性評価
- － 計画の基本的な方向性に関して両国政府が合意した内容の確認
- － 計画の基本設計の実施
- － 計画にかかる費用の概算

なお、当然のこととして、要請された内容が全てそのまま協力の対象になるのではなく、我が国の無償資金協力のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求め立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して JICA は、登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは、JICA の指示に基づいて基本設計調査を行い、報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実行が E/N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要があるため、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

1) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に当たっては E/N による政府間の合意・署名が必要である。E/N では当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額が確認される。

2) 「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/N の署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを

終了しなくてはならない。

但し、自然災害等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により1年間（1会計年度）の延長が可能である。

3) 生産物および役務の調達

贈与によって調達される生産物および役務は原則として日本国および被援助国の生産物ならびに日本国民又は被援助国民の役務を購入するため適正に、かつ専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国（日本国および当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。

但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ちコンサルタント、施工業者および調達業者は「日本国民」に限定される。

4) 「認証」の必要性

当該国政府（又は政府が指定する当局）が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本国政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金にあることによる。

5) 被援助国に求められる措置

無償資金協力が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置等が求められる。

- ① 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- ② 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- ③ 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- ④ 贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送等に係る手続きが速やかに実施されることの確保。
- ⑤ 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政課徴金を免除すること。
- ⑥ 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その役務の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。

6) 「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために適正

かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。

また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費全ての経費を負担すること。

7) 「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

8) 銀行取極

a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

9) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取極を締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払い手数料を負担しなければならない。

1-2 無償資金協力実施の手順

日本の無償資金協力システムのフローチャートを以下に示す。

各段階	流れ・作業	相手国政府	日本政府	JICA	コンサルタント	請負業者	その他
要請							
(プロジェクトフェーズと準備) 事前 基本設計							
プロジェクトの実施							

別添 5 両国政府が実施する主要負担事項

No.	項 目	日本側負担	相手国側負担
1	土地の確保		●
2	造成・整地（必要な場合）		●
3	サイト周辺の門、フェンスの建設		●
4	駐車場の建設		●
5	道路建設		
	1) サイト内の歩行者用通路	●	
	2) サイト外の道路、上記以外のサイト内の道路		●
6	建物の建設	●	
7	電気、給水、排水等の設備		
	1) 電気		
	a. サイトへの配電		●
	b. 引込み線およびサイト内の配線	(●)	(●)
	c. 主回路遮断器と変圧器	(●)	(●)
	2) 給水		
	a. サイトへの給水管接続		●
	b. サイト内の給水システム（受水槽、高架水槽）	(●)	(●)
	3) 排水		
	a. サイトから排水施設への接続		●
	b. サイト内の排水システム	(●)	(●)
	4) ガス供給		
	a. サイトへのガス供給		●
	b. サイト内のガス配管	(●)	(●)
	5) 電話		
	a. 建物内の電話引き込み盤(MDF)までの電話回線の引き込み		●
	b. MDF の準備と MDF から諸室への電話配線	(●)	(●)
	6) 家具、機材		
	a. 一般的な家具		●
	b. 計画対象機材	●	
8	B/A に基づく、日本の銀行に対する手数料負担		
	1) A/P のアドバイス手数料		●
	2) 支払い手数料		●
9	相手国内の陸揚げ地における資機材の荷卸し、通関の速やかな実施の確保		
	1) 日本から相手国への海上または空路による資機材輸送	●	
	2) 陸揚げ地における資機材の免税および通関		●
	3) 資機材の陸揚げ地からサイトへの国内輸送	●	
10	日本人に対する入国、滞在のための便宜供与		●
11	日本人に対する免税措置		●
12	無償資金協力による施設、機材の適切で有効な維持・管理		●
13	無償資金協力にもの以外の施設、機材に係る費用の負担		●

(B/A：銀行取極、A/P：支払授權書)

(●) は分担が調査結果により提案される項目、あるいは両国が一部ずつ負担する項目を示す。

別添 6 調査のスケジュール

項目 \ 期間	2005 年			2006 年				
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
国内事前準備	□							
第 1 次 現地調査	■							
第 1 次 国内解析		□						
第 2 次 現地調査			■					
第 2 次 国内解析				□	□	□		
基本設計概要 説明						■		
基本設計調査 報告書の作 成・提出							□	▼

□ : 国内作業
 ■ : 現地調査

2) テクニカルノート

NOTES TECHNIQUES

**RELATIVES A
L'ETUDE DU CONCEPT DE BASE
POUR LE PROJET DE REHABILITATION DU STADE OMNISPORTS
AHMADOU AHIDJO DE YAOUNDE
EN
REPUBLIQUE DU CAMEROUN**

Sur la base du Procès-verbal des Discussions, relatif à l'Etude du Concept de Base pour le "Projet de Réhabilitation du Stade Omnisports Ahmadou Ahidjo de Yaoundé" (désigné ci-après "le Projet") signé le 19 octobre 2005 par la mission chargée de ladite étude (désigné ci-après "la Mission") de la JICA et les responsables du Ministère des Sports et de l'Education physique (désigné ci-après "le MINSEP"), l'équipe d'ingénieurs-conseils de la Mission a eu des discussions avec les responsables du MINSEP et a continué ses études sur place du 20 octobre 2005 au 17 novembre 2005 avec le concours du Ministère.

Au commencement de la discussion, l'équipe d'ingénieurs-conseils (désigné ci-après "l'Equipe") a expliqué à la partie camerounaise que le résultat des études sur terrain et discussions ne sera pas définitif pour se traduire automatiquement par la réalisation d'une coopération financière non remboursable du Japon, mais il servira à un des éléments sur la base desquels le Gouvernement du Japon examinera si le Projet est pertinent quant à l'octroi d'une coopération financière non remboursable du Japon. La partie camerounaise l'a entendu.

A l'issue des discussions et suivant le résultat des études sur le terrain, l'Equipe et la partie camerounaise ont confirmé les conditions techniques mentionnées dans les pages suivantes.

Fait à Yaoundé, le 16 novembre 2005

M. Yukio HONDA
Chef de l'Equipe d'ingénieurs-conseils
Mission de l'Etude du Concept de Base
Agence Japonaise de Coopération
Internationale (JICA)
Japon

M. Philippe MBARGA MBOA
Ministre du
Ministère des Sports et de l'Education Physique

République du Cameroun

Les deux parties ont confirmé les points suivants.

1. Eléments décrits dans l'article 6 du Rapport Préparatoire

(1) Confirmation du contenu de la requête et de l'enveloppe du Projet

- 1) Les deux parties ont confirmé que le contenu de la requête et l'ordre de priorité de ses composantes restent inchangés tels qu'ils sont décrits dans le P.V. signé le 19 octobre 2005. Cependant l'Equipe a proposé d'ajouter deux composantes, à savoir le renouvellement du châssis de la porte vitrée de la tribune présidentielle et la retouche de mortier des parties de l'ouvrage où l'armature du béton armé est exposée. La partie camerounaise a donné son accord à ce que ces deux composantes fassent l'objet du projet.
- 2) L'Equipe a expliqué que le présent projet sera exécuté dans le cadre de la coopération culturelle financière non remboursable du Japon dont l'enveloppe accordée ne doit pas dépasser le montant plafond, soit 300.000.000 de yens japonais (comprenant environ 20% consacrés aux services de l'ingénieur-conseil pour la conception et la supervision des travaux). La partie camerounaise l'a compris.
- 3) L'Equipe a indiqué que le pourcentage des frais des travaux indirects sur le coût total des travaux figurant dans la Requête est considérablement plus petit que celui des projets réalisés dans le cadre de la coopération financière non remboursable du Japon et également le montant réservé aux frais de services de l'ingénieur-conseil est sous estimé, et par conséquent que la répartition budgétaire entre les postes sera à peu près le même que les autres projets exécutés dans le cadre de la coopération financière non remboursable du Japon. La partie camerounaise l'a entendu.

(2) Spécifications requises pour le stade réservé aux matchs internationaux et contenu de la réhabilitation
Parmi les cinq recommandations que la Fédération Internationale de Football Association (FIFA) a données à la partie camerounaise en février 2004 eu égard à l'utilisation du Stade pour les matchs de la qualification à la Coupe du Monde, la réhabilitation des toilettes, l'aménagement du terrain de football comprenant la pose de la pelouse et la réhabilitation du panneau d'affichage du score ne sont pas réalisés ou ne sont réalisés que partiellement. L'Equipe a expliqué qu'il est prévu que ces trois recommandations font l'objet de la réhabilitation dans le cadre du Projet. La partie camerounaise a pris bonne note. Les deux parties ont confirmé que par la réalisation de ces trois recommandations le Stade Omnisports de Yaoundé pourra répondre pour l'instant aux spécifications requises pour le stade réservé aux matchs internationaux.

(3) Moyens nécessaires (budget et personnel) à l'exploitation et à l'entretien du Stade après l'achèvement des travaux de réhabilitation

L'Equipe a expliqué qu'en cas de pose de la pelouse naturelle, elle envisage la fourniture en matériels d'entretien de la pelouse naturelle tels que la tondeuse d'un grand type à moteur, l'appareil d'aération etc. La partie camerounaise l'a noté. L'Equipe s'est engagée de planifier cette fourniture et d'estimer le coût d'entretien au Japon pour l'indiquer à la partie camerounaise dans les meilleurs délais. La partie camerounaise a émis le souhait qu'il faut établir un plan d'entretien moins coûteux que possible et ne nécessitant pas de technologie d'entretien difficile. Et elle a déclaré s'assurer des moyens nécessaires (budget et personnel) lorsqu'elle considère le plan d'entretien proposé comme raisonnable.

